

一般意見聴取WG素案021101版に関する委員からのご意見 (11/11 受取まで)

頁	行数	修正後		委員名 (敬称略)	所 属		
		(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体)			委員会	部会	WG
1			<p><コメント> A.「新たな河川整備をめざして」-淀川水系流域委員会提言-と B.「住民意見の聴取・反映に関する提言」がそれぞれ独立した提言であるなら、A.の末尾4-7「住民参加のあり方」は全文削除して、「住民参加のあり方についてはB.の提言でまとめた」と別記した方がよいのではないかと。(B.の1. 基本理念の一部と2. 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方の全文はA.の末尾4-7の文章と同じものである。)もしA.が主でB.が従のものであるならば、B.の1.2の全文を削除して「3 淀川河川整備計画策の推進にあたって、河川管理者が行うべき施策」から末尾までを提言とし、A.の4-7「住民参加のあり方」の方にB.の基本理念の部分を追加しておけばよいのではないかと。 (同じ文章が二つの提言に長々とあるのはどうか。どちらかにまとめて、それぞれ独立の文章にしたい。)</p>	尾藤	委		一般
1 基本理念							
1 - 1 行政主導から行政と住民の協働へ							
2	p.1	7	<p>地域の産業や住民生活に全面的に関わる権限と責任を与えられておらず、部分的な行政責任を負っているにすぎない。それゆえ、このような河川管理の責任を与えられている行政機関の主導で計画が定められ、事業が実施されるというこれまでの河川管理の方法では、河川生態系での本来の人間の生き方や自然環境のあるべき姿など全体的な視点からみると、いくつかの事象が軽視あるいは無視されることになる。</p>	尾藤	委		一般
	p.1	14	<p>行政主導型から行政と住民の連携・協働型の河川管理に転換し、</p>	倉田	委	琵琶	ダム
1 - 2 従来の河川管理における課題							
3	p.1	下から6行目	<p>永年にわたる治水と利水に偏った河川行政の結果、川と人とは遠ざけられ、人々の河川への意識が薄らいできた。行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の河川管理の方式は、住民が主導的に河川管理にかかわる機会を減少させた。計画立案は、住民が主導的に河川管理にかかわる機会を失わせてきた。</p> <p><コメント> 少し回りくどいように思う・・・</p>	倉田	委	琵琶	ダム
4	p.1	下から3行目	<p>河川に対する住民の意識が高まりを見せてはいるが、</p>	倉田	委	琵琶	ダム
5	p.2	7	<p>・自治体内部の縦割り 例：河川と農林水産商工あるいは地域計画</p>	倉田	委	琵琶	ダム
2 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方							
6			<p><コメント> 2 - 1と2 - 2の間に「住民意見の取り上げ方（反映方法）」が必要ではないかと。 (文案) 住民団体、地域「組織」等のみでなく、組織化されていない住民の意見に配慮して、住民の意見を把握して、計画に反映させる必要がある。</p>	水山	委	琵琶	
2 - 1 情報の共有と公開							
(2) 情報の共有							
7	p.3	下から3行目	<p>他省庁・自治体が収集している情報についても積極的に活用することが必要である。</p>	倉田	委	琵琶	ダム
8	p.4	5	<p>住民との対話を行う際の窓口となる部署や機関を設置することも検討が必要である。</p> <p><コメント> 「検討」は余り意味がないので削除</p>	倉田	委	琵琶	ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
2 - 2 住民との連携・協働							
(1) 住民団体・地域組織等との連携							
9	p.4		「組織化されていない住民の意見に配慮する。」 「組織化されていない住民との連携にも努める。」 を入れる	水山	委	誌	
(2) 河川・環境学習の推進							
10	p.5	1	また、子どもに限らずとも、新たに地域に住み出した人や、古くから住んでいても川への意識が薄い人々が多く、災害の危険性や河川環境への負荷が高まっている。こうした人々が、危機 危険への対処のし方や河川環境の保全のあり方等を学ぶ機会を積極的に作る必要がある。 <コメント> 「危機」という意味が変わる	倉田	委	誌	ダム
2 - 3 関係団体、自治体、他省庁との連携							
11	p.5	8	河川管理者は、水利権者、府県―・市町村、農林水産省―・厚生労働省―・環境省等関係省庁と進んで協議し、	倉田	委	誌	ダム
12	p.5	下から 5行目	・ 計画策定段階から関係他省庁や府県―・市町村等関係機関と連携し、	倉田	委	誌	ダム
3 13							
3 - 2 河川整備計画策定時							
(1) 情報の公開と共有							
(情報公開の方針)							
14	p.10	22	・ 住民との連携・協働を図る上で、まず、自ら進んで情報を公開すること。	倉田	委	誌	ダム
3 - 3 河川整備計画策定後							
(2) 住民との連携・協働							
住民団体・地域組織等との連携							
15	p.12	18	・ 河川環境の保全と創造のためには、従来の河川工学的な知見だけでなく、生物、歴史、文学、芸術、心理学、法律、福祉、都市計画、産業・経済、造園、景観等の広範な専門家の協力が不可欠であり、	倉田	委	誌	ダム
16	p.12	下から 9行目	・ 河川と住民団体、地域組織をつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗・産業に関する学習活動を展開すること。	倉田	委	誌	ダム
川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置							
17	p.13	15	川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置 <コメント> 委員会で提言すべきではない。	水山	委	誌	